

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	人 事 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・有害図書類の指定	子 ども 未 来 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	"
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	人 事 課
・測量の終了	建 設 企 画 課
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定	学 芸 文 化 課
◎ 正 誤	
・令和2年2月12日付け長崎県公報第10897号中	農 村 整 備 課
・平成31年2月22日付け長崎県公報第10801号中	道 路 維 持 課

告 示

長崎県告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
新規採用職員研修期間中における宿泊施設の借上げ
- 2 競争入札参加者の資格要件
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営み、かつ、同法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有し、長崎県庁行政

棟（長崎市尾上町3番1号）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設を営業する者

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (6) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していないもの
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この告示の日から令和2年3月3日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては次の(イ)及び(イ)

(イ) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 使用印鑑届（様式第3号）

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 提供する宿泊所の名称及び所在地、同宿泊所が所有する部屋のタイプ及び数等の概要がわかる資料

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2150

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（郵送）する。

6 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(2)又は(1)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
サニー薬局	株式会社T・ファーマシー 代表取締役 秀島 義浩	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷377-10	令和2年1月1日	令和7年12月31日
そうごう薬局 郷ノ浦店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利	長崎県老岐市郷ノ浦町東触813-1	令和2年2月16日	令和8年2月15日
うれり薬局	田原事務所株式会社 代表取締役 田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷665	令和2年1月1日	令和7年12月31日
定林薬局	田原事務所株式会社 代表取締役 田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷707	令和2年1月1日	令和7年12月31日
訪問看護ステーション きりん	医療法人優和会 理事長 河野 宏	長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷128番地14	令和2年2月1日	令和8年1月31日
おくむらクリニック	奥村 正彦	長崎県諫早市西小路町774-5	令和2年2月1日	令和8年1月31日
いのうえ歯科・矯正歯科	井上 陽介	長崎県諫早市青葉台29	令和2年2月1日	令和8年1月31日
あらかき歯科医院	荒木 大典	長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1809番地4	令和2年2月1日	令和8年1月31日

長崎県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
うれり薬局	田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷665	令和元年12月31日
うれり調剤薬局	田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷707	令和元年12月31日
医療法人社団瑞穂会 瑞穂 歯科医院	医療法人社団瑞穂会 理 事長 竹添 勝夫	長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1207-2	令和2年1月20日

長崎県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
石原薬局 大村店	長崎県大村市東三 城町148番地1	有限会社 石原薬 局 代表取締役 石原 眞治	長崎県大村市松原 本町262番地6	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和元年11月1日
大道寺歯科医院	長崎県大村市東三 城町18番地14	大道寺 功	長崎県大村市東三 城町18番地14	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和2年1月1日

長崎県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	古賀調剤薬局 愛 野店	長崎県雲仙市愛野 町甲3848-10	株式会社 アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	北海道札幌市白石 区東札幌五条二丁 目4番30号	事業所の名称	令和元年12月1日
新	アイン薬局 愛野 店					

長崎県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みかん薬局	長崎市網場町488	令和2年1月1日

長崎県告示第108号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

号数等	書名	発行所	指定理由
雑誌	EX MAX！ SPECIAL VOL.142	楽楽出版	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。
雑誌2月号	EX MAX！ 2020 2月号	楽楽出版	
雑誌	EX特ダネ NG SHOT 第2号	インテルフィン	
雑誌2月号	実話NEOヴィーナス 2月号増刊	三和出版	
雑誌	芸能アイドルお宝事件簿300連発	ブレインハウス	
雑誌	封印映像お宝ハプニング大盤振る舞いスペシャル	コスミック出版	
コミック	mini SUGAR 2020 1月号	秋水社	
コミック	aya 2020 2月号	宙出版	
コミック	drap 2020 2月号	コアマガジン	
コミック	ガトー 2020 2月号	一迅社	

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

長崎県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雞知乙520番15地先から 対馬市美津島町雞知乙520番39地先まで	前	14.0~25.6	74.9	
	後	14.0~23.2	74.9	

長崎県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 湯ノ本芦辺線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町芦辺浦字樋ノ川933番1地先から 壱岐市芦辺町芦辺浦字樋ノ川928番地先まで	前	9.1~13.6	52.7	
	後	20.9~34.2	52.7	

長崎県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 有喜本諫早停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市東小路町12番地先から 諫早市東小路町12番地先まで	前	12.2~15.8	40.1	
	後	10.0~15.8	40.1	

長崎県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市御厨町大崎免字廻田113番4地先から 松浦市御厨町大崎免字雨久保133番4地先まで	令和2年2月21日

長崎県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有喜本諫早停車場線	諫早市八坂町201番3地先から 諫早市東小路町12番地先まで	令和2年2月21日

長崎県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	官公有無番地先（長崎市東出津町字深入平339番1）から 長崎市東出津町字深入平314番1地先まで	令和2年2月21日

長崎県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆酩美津島線	対馬市巖原町豆酩内院字飛坂71番7地先から 対馬市巖原町豆酩内院字飛坂71番7地先まで	令和2年2月21日

長崎県告示第116号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和2年3月7日から適用する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																						
<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行県庁支店</td> <td>長崎市尾上町</td> <td>各部局</td> </tr> <tr> <td>十八銀行北支店</td> <td>長崎市大黒町</td> <td>長崎警察署</td> </tr> <tr> <td>十八銀行桜町支店</td> <td>長崎市桜町</td> <td>長崎振興局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行本原支店</td> <td>長崎市本原町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4 略</p>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八銀行県庁支店	長崎市尾上町	各部局	十八銀行北支店	長崎市大黒町	長崎警察署	十八銀行桜町支店	長崎市桜町	長崎振興局	略			名称	位置	略		十八銀行本原支店	長崎市本原町	略		<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行県庁支店</td> <td>長崎市尾上町</td> <td>各部局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行桜町支店</td> <td>長崎市桜町</td> <td>長崎振興局、長崎警察署</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行北支店</td> <td>長崎市大黒町</td> </tr> <tr> <td>十八銀行本原支店</td> <td>長崎市本原町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4 略</p>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八銀行県庁支店	長崎市尾上町	各部局	略			十八銀行桜町支店	長崎市桜町	長崎振興局、長崎警察署	略			名称	位置	略		十八銀行北支店	長崎市大黒町	十八銀行本原支店	長崎市本原町	略	
名称	位置	取扱部局又はかい																																																					
略																																																							
十八銀行県庁支店	長崎市尾上町	各部局																																																					
十八銀行北支店	長崎市大黒町	長崎警察署																																																					
十八銀行桜町支店	長崎市桜町	長崎振興局																																																					
略																																																							
名称	位置																																																						
略																																																							
十八銀行本原支店	長崎市本原町																																																						
略																																																							
名称	位置	取扱部局又はかい																																																					
略																																																							
十八銀行県庁支店	長崎市尾上町	各部局																																																					
略																																																							
十八銀行桜町支店	長崎市桜町	長崎振興局、長崎警察署																																																					
略																																																							
名称	位置																																																						
略																																																							
十八銀行北支店	長崎市大黒町																																																						
十八銀行本原支店	長崎市本原町																																																						
略																																																							

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

1 入札に付する事項

(1) 長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

ア 新規採用職員研修会場

長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）

イ 予想延べ宿泊数 348泊

ウ 宿泊期間 令和2年3月31日から令和2年4月13日まで

エ 借上条件

(ア) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる宿泊施設であること。

(イ) 旅館業法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有する宿泊施設であること。

(ウ) 上記アの研修会場（長崎県庁行政棟）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設であること。

(エ) 上記ウの期間中、上記イの予想延べ宿泊数の全てについて、シングルルーム（翌日の朝食込み）での宿泊サービスを提供できること。なお、上記イの予想延べ宿泊数については、公告日現在で予想される宿泊数の上限であり、落札日以降において減じることがある（変更が判明した場合は直ちに落札者へ連絡する。）。

(2) 宿泊借上げの特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年3月31日から令和2年4月13日まで

(4) 履行場所

契約する宿泊施設

(5) 入札の方法

入札書には、1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）を記載すること。

また、予想延べ宿泊数とした場合の総見積価格（入札単価に予想延べ宿泊数を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（令和2年長崎県告示第102号）により、入札参加資格を得ていること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2150

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書の交付

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は入札説明書による。

(2) 入札説明書は、この公告の日から3に掲げる場所において交付する。

6 入札の日時及び場所

令和2年3月11日 午前10時 長崎県庁3階304会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金として、入札書に記載する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により入札開始前に納付すること。

入札保証金は、落札されなかった者には、入札終了後、直ちに返還する。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還する。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（総見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結時に契約する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に

予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（総見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(5)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

その他、詳細は入札説明書による。

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎港湾漁港事務所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 小江町（一部）	令和2年1月21日

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第1号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、令和2年2月13日付けをもって、次のとおり指定された。

令和2年2月21日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

県指定された文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財	諫早家文書	1,508点	諫早市立諫早図書館 (諫早市東小路町6番30号)	諫早市

正 誤

令和2年2月12日付け長崎県公報第10897号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
124	33	以下、表外記載（※1）	以下、表外記載（※1）
124	37	以下、表外記載（※2）	以下、表外記載（※2）

※1 124ページ33行の正誤について

【誤】

佐藤 均蔵	諫早市高来町名27	佐藤 均蔵	諫早市高来町名27
-------	-----------	-------	-----------



【正】

佐藤 均蔵	諫早市高来町町名27	佐藤 均蔵	諫早市高来町町名27
-------	------------	-------	------------

※2 124ページ37行の正誤について

【誤】

市田 発義	諫早市高来町溝口410	市田 発義	諫早市高来町溝口410
-------	-------------	-------	-------------



【正】

市田 初義	諫早市高来町溝口410	市田 初義	諫早市高来町溝口410
-------	-------------	-------	-------------

平成31年2月22日付け長崎県公報第10801号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
204	30	幅員 前 9.0~24.5	幅員 前 9.0~24.2
204	31	幅員 後 11.8~35.0	幅員 後 11.6~34.9

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏 弥ト